

岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約 を定める条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を標記条例で定めており、契約の期間を5年以内と規定しているが、物品（役務で使用する機器等を含む。）の耐用年数が5年を超えるものもあり、契約の性質によっては、契約期間の範囲を設けることで、案件に応じた運用ができない状況にあることから、契約の期間に関する規定の見直しを行う。

第2 改正の内容

契約の期間に関する規定を削除する。

※ 別に定める本条例運用要領を併せて改正し、通常は契約の期間を5年以内としつつ、契約内容に応じて5年を超える期間の契約をできるものとする。

第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市条例第 7 号

岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 の一部を改正する条例

岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 19 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定は、施行日以後に新たに締結する契約について適用する。